2024年度_医師及び医療関係職と事務職員等との役割分担計画

当院では医師の労働環境の改善について負担軽減を目指し下記の項目について取組を行っております。

病院勤務医の負担軽減・処遇改善に対する具体的な取組項目		具体的な内容
医師と事務職員との役割分担		
外来診療補助	外来受付	受付業務は窓口受付および各診療科の受付事務職員が行い、容態に応じて外来看護師に対応を要請する。
	診療録、処方箋作成	研修を修了した医師事務作業補助者が医師の診察時に同席し、口述内容を電子カルテに代行入力し診療録記載処方箋作成の補助等を行う。医師は内容を確認し承認する。
	診療予約	紹介患者に関わる予約入力と逆紹介時の予約業務は地域医療連携室の事務職員およびMSWが行う。
書類作成	意見書、診断書、保険書類の作成補助	医師事務作業補助者を配置し、患者基本情報他記載可能な箇所を記入後に担当医師に確認依頼を行う。
	入院サマリー	医師の依頼にて医師事務作業補助者が代行記載し、医師は内容を確認し承認する。
	診療情報提供書	医師の口述を医師事務作業補助者が代行記載、医師は内容を確認し承認する。
データ収集・整理		診療情報管理室において各種診療統計やがん登録等の入力およびデータ整理を行う。なおがん登録については一部、医師事務作業補助者が担当する。
医師と看護師等医療職との役割分担		
外来診療補助	初診時の予診	外来看護師が問診票を用いて予診を実施し、既往歴、アレルギー歴、薬歴を含めた聴取を行う。
	検査手順説明	外来看護師が医師に代わって予定検査の手順の説明を行う。
	入院説明	外来看護師が医師に代わって入院の説明を行う。ただし、緊急入院患者に対しては医師の説明を補足する形で追加説明を行う。
静脈採血		外来・病棟において静脈採血は看護師を配置して行う。
静脈注射および留置針によるルート確保		技術研修を修了した看護師が医師に代わって静脈注射および末梢静脈ルート確保を行う。
薬剤の投与量の調整		医師による事前の指示に基づき、その範囲内で投与薬剤の調節を行う。判断が困難な場合は医師に連絡し指示を仰ぐ。
医師・看護師と薬剤師との役割分担		
服薬指導・薬剤管理	服薬指導	医師の指示の下、薬剤師が定期的に副作用のチェックと服薬状況の確認を行い、入院中の患者に対して服薬指導を行う。また、必要に応じて医師に処方内容の変更を助言する。
	持参薬の鑑別	医師の指示の下、入院患者の持参薬について鑑別と服薬状況の聴取を行い、医師に情報提供する。
	抗がん剤の管理	抗がん剤のミキシングは薬剤師が行う。
	処方確認	電子カルテおよび調剤システムにおいて禁忌や用法・用量等のチェックを行い、必要に応じて医師に情報提供を行う。
臨床検査技師との役割分担		
検査レポートの作成		生理検査レポートに関しては測定値など生理検査技師が記入し、医師は結果を確認する。
医療機器の管理		医療機器安全管理者である臨床検査技師が医療機器の管理を行う。
栄養士との役割分担		
入院食事オーダと調整		医師の指示の下、栄養士により食事入力補助を実施する。栄養士は疾病、栄養状態、嚥下状態に合わせた食事内容の変更に関して医師に助言する。
栄養指導		医師の指示の下、管理栄養士が栄養指導を行う。（外来・病棟）
看護師と他職種との役割分担		
ベッドメイキング		患者退院後の空きベッドおよび離床可能な患者のベッドメイキングは看護補助者が行う。
リハビリの送迎		リハビリの送迎をリハビリスタッフが行う。
入院患者の食事介助		食事介助は主に看護師が行うが、介護福祉士も協働して介助を行う。
入院患者のおむつ交換		おむつ交換は介護福祉士が行う。